

山口県報

平成24年
1月6日
(金曜日)

目次

告示
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知の内容及び揭示場所
(森林整備課).....一
岩国市平田一丁目土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課)
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課).....一
公告
平成二十三年度山口県補正予算の要領の公表(財政課).....二
国土調査の成果の認証(地域政策課).....四
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....四
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(三件)(商政課).....五
山陽都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課).....六
下関都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....六

山口県告示第一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。

その要旨及び揭示場所は、次のとおりである。

平成二十四年一月六日

山口県知事 二井 関成



一 通知の内容及び要旨

指定施設要件の変更予定に係る保安林の所在場所
山口市吉敷字桂ヶ岳七八四の一五
保安林として指定された目的
土砂の流出の防止
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種
変更に係る指定施設要件
森林所有者又は登記した権利を有する者
住 所 氏名又は名称
山口市吉敷五 吉村 宇吉 七一

二 通知の内容を掲示した場所 山口市役所

山口県告示第二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき、岩国市平田一丁目土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年一月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 土地区画整理組合の名称
岩国市平田一丁目土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
岩国市平田五丁目二八番一六号
- 三 設立認可の年月日
平成十六年十月五日
- 四 変更の内容
事業施行期間を平成十六年十月五日から平成二十五年九月三十日までとする。
- 五 変更認可の年月日
平成二十四年一月六日

山口県告示第三号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成十六年山口県告示第二十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月六日

山口県知事 二井 関成

本村町七丁目⁽¹⁾地区に関する部分一区域の範囲を次のように改める。
 一 区域の範囲
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 址	標 柱 番 号
下 関 市	彦 島 本 村 町 七 丁 目	八五八の二地先	一 号
"	"	五二二九の一地先	二 号
"	"	八一四の三	三 号
"	"	八一四の四	四 号
"	"	五二二〇の六	五 号
"	"	五二二〇の七	六 号
"	"	五二二〇の八	七 号
"	"	五二二〇の九	八 号
"	"	五二二〇の一〇	九 号
"	彦 島 本 村 町 六 丁 目	八二二の四	十 号
"	"	八二二の七	十一 号
"	"	八一七の二	十二 号
"	"	八一七の六	十三 号
"	"	八一六の二	十四 号
"	彦 島 本 村 町 七 丁 目	五二二〇の六	十五 号
"	"	五二二〇の四地先	十六 号
"	"	四三九の一地先	十七 号
"	"	八五七の四地先	十八 号



(一)平成二十三年度山口県補正予算の要領の公表
 平成二十三年十一月山口県議会定例会で議決された平成二十三年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

平成二十四年一月六日

山口県知事 二井 関 成

平成23年度山口県一般会計補正予算(第3号)

平成23年度山口県の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,744,974千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ756,962,606千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款 目	項 目	補 正 額	補正前の額	計
7分担金及び負担金		736	4,408,038	4,408,774
9国庫支出金	2負担金	736	4,077,647	4,078,383
	2国庫補助金	4,972,514	80,965,094	85,937,608
	3委託金	4,898,514	44,381,343	49,279,857
		74,000	1,473,865	1,547,865
12繰入金	2基金繰入金	1,469,570	66,684,304	68,153,874
		1,469,570	60,281,039	61,750,609
13繰越金	1繰越金	444,427	353,179	797,606
		444,427	353,179	797,606
14諸収入	1貸付金元利収入	1,346,727	94,815,544	96,162,271
		1,346,727	86,099,219	87,445,946
15県債		511,000	118,786,600	119,297,600
		511,000	118,786,600	119,297,600
歳入	計	8,744,974	748,217,632	756,962,606
歳出	計			
補正額	補正前の額			計

2 総務費	1 総務管理費	51,695	36,809,924	36,861,619
	2 企画調整費	3,258	12,510,648	12,513,906
	5 選挙費	15,262	14,083,474	14,098,736
	3 民生費	33,175	609,907	643,082
	4 児童福祉費	25,000	92,301,981	92,326,981
	4 衛生費	25,000	16,846,168	16,871,168
	1 公衆衛生費	1,839,240	26,545,035	28,384,275
	4 環境衛生費	123,866	7,708,313	7,832,179
	7 保健所費	31,674	4,138,576	4,170,250
	8 医薬費	1,223	2,356,167	2,357,390
	5 労働費	1,682,477	9,852,015	11,534,492
	3 失業対策費	1,730,000	7,514,748	9,244,748
	6 農林水産業費	1,730,000	3,726,884	5,456,884
	1 農業費	2,333,053	37,953,846	40,286,899
	2 畜産業費	2,061	10,924,604	10,926,665
	4 林業費	992	590,988	591,980
	7 工業費	2,330,000	10,275,643	12,605,643
	2 工鉱業費	1,402,879	79,719,365	81,122,244
	3 観光費	1,346,727	76,538,775	77,885,502
	8 土木費	56,152	729,913	786,065
	1 管理費	1,313,607	115,518,830	116,832,437
	2 道路橋りょう費	8,213	15,486,737	15,494,950
	3 河川海岸費	855,000	36,911,406	37,766,406
	5 都市計画費	446,073	19,030,082	19,476,155
	10 教育費	4,321	25,333,540	25,337,861
	13 諸支出金	12,500	151,132,005	151,144,505
	9 利子割精算金	12,500	1,887,132	1,899,632
	合計	37,000	45,185,000	45,222,000
		37,000	3,000	40,000
		8,744,974	748,217,632	756,962,606

第2表 債務負担行為補正
1 追加

事 項	期 間	限 度 額
1 県営住宅等に係る指定管理者の指定をすること。	平成24年度から平成26年度まで	3,163,605千円

2 変更

事 項	補 正		補 正	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 経営安定支援資金(経営安定資金に係る山口県信用保証協会の保証に相当する額)に対する損失補償	平成23年度から平成36年度まで	山口県信用保証協会が平成23年度に6,000,000千円を限度として貸付けを行っていた経営安定支援資金(経営安定支援資金)に係る受け付けの保証に相当する額	平成23年度から平成36年度まで	山口県信用保証協会が平成23年度に20,000,000千円を限度として貸付けを行っていた経営安定支援資金(経営安定支援資金)に係る受け付けの保証に相当する額

第3表 地方債補正
変更 (単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正		補 正	
	限 度 額	起 債 の 法	限 度 額	起 債 の 法
道路災害防除事業	149,000	証書借付法 大分県大分市	369,000	証書借付法 大分県大分市
道路直轄事業負担金	5,144,000	元利均等返済方式 大分県大分市	5,159,000	元利均等返済方式 大分県大分市
橋りょう補修事業	408,000	元利均等返済方式 大分県大分市	583,000	元利均等返済方式 大分県大分市
周防高潮対策事業	539,000	元利均等返済方式 大分県大分市	600,000	元利均等返済方式 大分県大分市
通常砂防事業	1,583,000	元利均等返済方式 大分県大分市	1,616,000	元利均等返済方式 大分県大分市
急傾斜地崩壊対策事業	668,000	元利均等返済方式 大分県大分市	675,000	元利均等返済方式 大分県大分市
計	8,491,000		9,002,000	

平成23年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計補正予算 (第1号)

平成23年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ220,222千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,069,154千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
2 諸 収 入	1 貸付金元利収 入	122	1,522	1,644
			1,522	1,644
3 県 債	1 県 債	220,100	1,549,000	1,769,100
			1,549,000	1,769,100
歳 入 出	合 計	220,222	2,848,932	3,069,154
			2,848,932	3,069,154
款	項	補正額	補正前の額	計
1 県立病院機構費	1 県立病院機構 費	220,222	2,848,932	3,069,154
			2,848,932	3,069,154
歳 出	合 計	220,222	2,848,932	3,069,154
			2,848,932	3,069,154
第2表 地方債補正 変	計			(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正		補 正		後
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	
県立病院機構貸付金	1,549,000	証書又は公債証券発行	1,769,100	証書又は公債証券発行	償還の方法 年8.0%以内 元金均等半年賦又は元金均等半年賦は元金均等半年賦で30年以内ただし、特別のもの

国士調査を行った者の名称	国士調査を行った期間	成果の名称	国士調査を行った地域
下 関 市	平成二十一年四月二十一日から平成二十二年二月十五日まで	下関市地籍図 下関市地籍簿	彦島江の浦町一丁目、彦島江の浦町二丁目、彦島江の浦町九丁目、彦島角田町一丁目、彦島角田町四丁目及び彦島角田町の各一部
宇 部 市	平成二十一年四月二十一日から平成二十二年二月二十三日まで	宇部市地籍図 宇部市地籍簿	彦島江の浦町一丁目、彦島江の浦町二丁目、彦島江の浦町九丁目、彦島角田町一丁目、彦島角田町四丁目及び彦島角田町の各一部
〃	平成二十一年四月七日から平成二十二年三月十日まで	〃	彦島江の浦町一丁目、彦島江の浦町二丁目、彦島江の浦町九丁目、彦島角田町一丁目、彦島角田町四丁目及び彦島角田町の各一部

(1) 国士調査の成果の認証

国士調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国士調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十四年一月六日

山口県知事 二井 関 成

二 認証年月日

平成二十四年一月六日

(三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

回 項 第 一 号 第 一 号 イ 第 五 号 第 七 号 及 び 第 八 号 に 掲 げ る 書 類 は、平成二十四年二

月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年一月六日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十三年十二月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 幸せの会

代表者の氏名 清水 伸二

主たる事務所の所在地 山口市後河原一三六番地

三 定款に記載された目的

山口県民を始めとし全国民へ幸福を願って、「御一氣」残されたお骨の、植林への散布を啓発すること。

(四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十四年一月六日から同年五月七日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済産業部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年一月六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンタウン小郡

所在地 山口市小郡下郷三五二九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

イオンタウン株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五の一

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項の概要 千葉県美浜区中瀬一丁目五の一

変更に係る事項

変 更 前

変 更 後

大規模小売店舗の名称

ロックタウン小郡

イオンタウン小郡

大規模小売店舗を設置する者の名称

ロック開発株式会社

イオンタウン株式会社

大規模小売店舗を設置する者の住所

東京都千代田区神田佐久間河岸六七

千葉県美浜区中瀬一丁目五の一

四 届出年月日

平成二十三年十二月十三日

五 変更年月日

平成二十三年九月一日

(五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十四年一月六日から同年五月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年一月六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンタウン防府

所在地 防府市鐘紡町二七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目三番一号

代表者の氏名 奥野 順

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

変 更 前

変 更 後

大規模小売店舗の名称

ロックシティ防府ショッピングセンター

イオンタウン防府

四 届出年月日

平成二十三年十二月十三日

五 変更年月日

平成二十三年九月一日

(六) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十四年一月六日から同年五月七日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市商工観光部商工政策課及び周南市新南陽総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年一月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオンタウン周南
 所在地 周南市古市一丁目四四七三の四
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 イオンタウン株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 大門 淳
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	ロックタウン周南	イオンタウン周南
大規模小売店舗を設置する者の名称	ロック開発株式会社	イオンタウン株式会社
大規模小売店舗を設置する者の住所	東京都千代田区神田佐久間河岸六七	千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

四 届出年月日

平成二十三年十二月十三日

五 変更年月日

平成二十三年九月一日

(七) 山陽都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一條第一項の規定により、山陽都市計画道路を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七條第一項の規定により、当該変更に係る山陽小野田都市計画道路(仮称)の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年一月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
 山陽小野田都市計画道路(仮称)三・三・二十二逢坂大道畑線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
 宇部市大字船木並びに山陽小野田市大字郡、大字厚狭、大字山川、大字山野井及び大字津布田
- 三 変更の内容
 名称、位置及び区域の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間
 平成二十四年一月六日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所
 山口県土木建築部都市計画課及び山陽小野田市産業建設部都市計画課

(八) 下関都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一條第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画下水道の変更に係る同法第十四條第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一條第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年一月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
 下関都市計画下水道下関市公共下水道
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
 山口県土木建築部都市計画課

平成二十四年一月六日印刷
 平成二十四年一月六日発行

発行人 山口県知事